

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査料等の改正に伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の厚生労働省告示にて既にご存知の通り、平成20年4月1日より診療報酬点数が改正されました。

つきましては、ここに「改正診療報酬点数表」より検体検査に係る部分を抜粋しご案内致しますので、宜しくご総覧方々ご活用賜れば幸甚に存じます。

敬具

検体検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

尿・糞便等検査

D000 尿中一般物質定性半定量検査

	尿中一般物質定性半定量検査	(26)	(28)	*1・2
	(注)当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			*3

D001 尿中特殊物質定性定量検査

1	蛋白定量		7	
2	VMA定性		9	
	B-J蛋白定性	9	10	
	糖定量	9	10	
3	ポルフィリン定性	10	11	
	アミラーゼ定性半定量	10	11	
4	ビリルビン定量	12	14	
5	胃酸度測定		15	
6	ウロビリニン定量		16	
	ウロビリノーゲン定量		16	
	先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト		16	*4
	浸透圧測定		16	
7	ポルフィリン症スクリーニングテスト		17	*5
8	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)	41	38	
9	アルブミン定性	49	55	
10	黄体形成ホルモン(LH)定性	72	75	
	線維素分解産物(FDP)測定	72	75	
11	マイクロトランスフェリン精密測定(尿中)	115	120	*6
	ウロポルフィリン定量	115	120	
	アルブミン定量精密測定	115	120	*6
	デルタアミノレブリン酸定量	115	120	
	ポリアミン	115	120	
12	ミオイノシトール定量	120	新設	*7
13	コプロポルフィリン定量		150	
14	ポルフォビリノーゲン定量		200	
15	IV型コラーゲン定量精密測定		210	*6
16	尿の蛋白免疫学的検査			
	区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			
17	その他			*8・9
	検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数 (注)区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該基準の注についても同様に準用するものとする。			

D002 尿沈渣顕微鏡検査

	尿沈渣顕微鏡検査	(25)	(23)	*10・11
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			*12
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			
(注3)	染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。			

D002-2 フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定

	フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定	30	28	*13
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			

D003 糞便検査

1	潜血反応検査		9	*14
---	--------	--	---	-----

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

2	虫卵検査(集卵法)		15	
	ウロビリニン定量	15	16	
	ウロビリノーゲン定量	15	16	
3	塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪、消化状況観察を含む。)		20	*15
4	虫体検出		23	
5	脂質定量	25	28	
6	ヘモグロビン定性	37	38	*14
7	虫卵培養検査	40	42	
8	ヘモグロビン定量	42	48	*14
9	ヘモグロビン及びトランスフェリン	60	75	
10	キモトリプシン	80	130	

D004 穿刺液・採取液検査

1	ヒューナー検査	20	26	
2	胃液又は十二指腸液一般検査	55	60	*16
3	髄液一般検査		65	*17
4	精液一般検査		70	*18
5	頸管粘液検査		75	*19
6	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ		100	*20
7	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定	135	140	*21
8	膣分泌液中乳酸脱水素酵素(LDH)半定量		170	*22
9	マイクロバブルテスト	200	新設	*23
10	関節液中コンドロカールシン	300	340	*24
11	羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)		380	*25
12	IgGインデックス	460	500	*26
13	髄液オリゴクローナルバンド測定	560	600	*26
14	髄液MBP	620	600	*26
15	悪性腫瘍遺伝子検査		2,000	*27・28
16	抗悪性腫瘍剤感受性試験(HDRA法又はCD-DST法)	2,000	新設	*29
17	髄液蛋白免疫学的検査			
	区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			
18	髄液塗抹染色標本検査			
	区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数			
19	その他			*30
	検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数。 (注)区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。			

血液学的検査

D005 血液形態・機能検査

1	赤血球沈降速度測定	(9)	(10)	
	(注)当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			*31
2	網赤血球数	12	13	
3	血液浸透圧測定	15	16	
	鼻汁喀痰中好酸球検査	15	16	
4	好酸球数		17	*32
5	末梢血液像	18	19	*32・33
	(注)特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する。			*34
6	末梢血液一般検査	22	23	*35
7	血中微生物検査	40	38	
8	赤血球抵抗試験	45	44	*36
9	自己溶血試験		50	
	血液粘稠度測定	50	55	
	ヘモグロビンA _{1c} (HbA _{1c})	50	55	*37

区分	検査項目名	新	旧	注
10	ヘモグロビンF (HbF)		60	
11	動的赤血球膜物性検査		130	
12	デオキシシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定	240	250	*38
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)精密測定	250	270	*39
14	骨髄像	500	430	*33
	(注)特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する。			*34
15	モノクローナル抗体法による造血管腫瘍細胞検査(一連につき)	1,000	1,050	*40

D006 出血・凝固検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	出血時間測定		15	*41
	プロトロンビン時間測定		15	
2	凝固時間測定	18	19	
3	血餅収縮能	19	22	
	毛細血管抵抗試験	19	22	
4	フィブリノーゲン定量		23	
	クリオフィブリノーゲン検査	23	24	
5	トロンビン時間測定	25	23	
6	蛇毒試験	28	32	
	トロンボエラストグラフ	28	34	
7	ヘパリン抵抗試験		29	
	活性化部分トロンボプラスチン時間測定		29	
	複合凝固因子検査		29	
8	血小板凝集能	50	75	*43
9	血小板粘着能		65	
10	アンチトロンビンⅢ	70	75	
11	線維素分解産物(FDP)測定	80	75	
	プラスミン	80	85	
	全血凝固溶解時間測定(Ratnof法等)	80	85	
	血清全プラスミン測定法(血清SKI活性化プラスミン値)	80	85	
	プラスミン活性値測定検査	80	95	
	α ₂ -アンチトリプシン	80	95	
12	フィブリンモノマー複合体定性	100	75	
	プラスミンノーゲン	100	120	
13	フィブリノーゲン分解産物精密測定	120	150	*44
14	D-Dダイマー定性	140	130	
	α ₂ -マクログロブリン	140		
	アンチプラスミン	140		
	フォン・ウィルブランド因子	140	150	
15	PIVKA Ⅱ	150		*45
	D-Dダイマー定量	150		
16	凝固因子インヒビター	160	170	*46
	第Ⅷ因子様抗原	160	170	
17	プロテインS精密測定		170	
	α ₂ プラスミンインヒビター・プラスミン複合体		170	
18	血小板第4因子(PF ₄)精密測定		180	
	トロンボグロブリン精密測定		180	
19	トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)精密測定		200	
	プロトロンビンフラグメントF1+2精密測定	200	210	
20	トロンボモジュリン精密測定	215	230	*48
21	フィブリンモノマー複合体定量	240		*49
	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ)	240		
22	プロテインC		260	
23	tPA・PAI-1複合体	260	270	
	フィブリノペプチド精密測定	300	340	
	血液凝固包括(部分)			
	イ 3項目又は4項目:530点	530	550	
	ロ 5項目以上:750点	750	770	

区分	検査項目名	新	旧	注
D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査				
	血液細胞核酸増幅同定検査(造血管腫瘍核酸増幅同定検査)		2,000	*28-50
	(注)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事44務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。			

D006-3 Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定				
	Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定		1,200	*52

D006-4 遺伝子病学的検査				
	遺伝子病学的検査		2,000	*51-53

D006-5 染色体検査				
	染色体検査(全ての費用を含む)		2,000	*54
	(注)分染法を行った場合、400点を加算する。			*55

D006-6 免疫関連遺伝子再構成				
	免疫関連遺伝子再構成		2,400	*56

D006-7 WT1mRNA定量				
	WT1mRNA定量		2,000	新設 *57

生化学的検査(I)

D007 血液化学検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	総ビリルビン		11	*58
	直接ビリルビン		11	*58
	総蛋白		11	*65
	アルブミン		11	*65
	尿素窒素(BUN)		11	
	クレアチニン		11	
	尿酸		11	
	アルカリフォスファターゼ		11	
	コリンエステラーゼ(ChE)		11	
	γ-グルタミールトランスペプチダーゼ(γ-GTP)		11	
	中性脂肪		11	
	Na及びCl		11	*59
	K		11	
	Ca		11	*60
	Mg		11	
	膠質反応		11	*61
	クレアチン		11	
	グルコース		11	
	乳酸脱水素酵素(LDH)		11	
	酸性フォスファターゼ		11	
	エステル型コレステロール		11	
アミラーゼ		11		
ロイシシアンミノペプチダーゼ(LAP)		11		
クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)		11		
アルドラーゼ		11		
遊離コレステロール		11		
鉄		11	*62	
	試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査		11	
2	リン脂質		15	
3	遊離脂肪酸		16	
4	HDL-コレステロール		17	*63
	前立腺酸性フォスファターゼ		17	

区分	検査項目名	新	旧	注	
4	P及びHPO ₄	17		* 64	
	総コレステロール	17		* 63	
	グルタミン・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ (GOT)	17			
	グルタミン・ピルビク・トランスアミナーゼ (GPT)	17			
5	LDL-コレステロール	18	19	* 63	
	蛋白分画測定	18	19	* 65	
6	Cu	24	25		
	リパーゼ	24	25		
7	イオン化カルシウム	27		* 60	
	マンガン	27	29	* 66	
8	ムコ蛋白	30	32		
9	ケトン体	32	34	* 67	
	アデノシンデアミナーゼ (ADA)	32	34		
10	グアナーゼ (GU)	35	38		
11	リポ蛋白	45	44		
12	有機モノカルボン酸定量	48		* 68	
	胆汁酸	48		* 72	
	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム	48			
	アミラーゼ・アイソザイム	48			
	-GTP・アイソザイム	48			
	乳酸脱水素酵素・アイソザイム	48			
	重炭酸塩	48	50	* 70	
13	アンモニア	50	55		
	リポ蛋白分画	50	55		
	GOT・アイソザイム	50	55		
14	CPK・アイソザイム	55			
	グリコアルブミン	55	60	* 37・71	
15	カタラーゼ	60			
	ケトン体分画	60	65	* 67	
	コレステロール分画	60	70	* 72	
16	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)	70	75		
	G-6-PDH定量	80	85		
17	リポ蛋白分画精密測定	80	85		
	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)	80	85	* 37	
	不飽和鉄結合能 (UIBC)	80	85	* 73	
	グリココール酸	80	95		
	総鉄結合能 (TIBC)	85	95	* 73	
19	CPK・アイソザイム精密測定	90	95	* 74	
20	膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)	100	110	* 76	
	乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型	100	110	* 77	
	アポリポ蛋白	100	110	* 78	
	シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)	100	120		
	凝固因子インヒビター定性 (クロスミキシング試験)	100	新設	* 75	
21	ヘパリン	110		* 79	
22	心筋トロポニンI精密測定	120		* 81	
	シアル化糖鎖抗原KL-6	120		* 80	
	フェリチン	120			
	アルコール	120	130		
	ペントシジン	120	130	* 82	
	リポ蛋白 (a) 精密測定	120	140	* 83	
	イヌリン	120	新設	* 84	
	23	サーファクタント蛋白A (SP-A)	130	120	* 80
		心筋トロポニンT	130		* 81
		ガラクトース	130		
AI		130			
シスタチンC精密測定		130		* 85・82	
24	サーファクタント蛋白D (SP-D)	140		* 80	

区分	検査項目名	新	旧	注
25	血液ガス分析	(150)		* 70・86
	(注) 血液ガス分析は、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。			* 87
	Zn	150		
	ミオグロビン	150		
	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP)	150		* 88
	P-III-P精密測定	150		* 89
	IV型コラーゲン精密測定	150	160	* 89
	アルブミン非結合型ビリルビン	150	170	* 90
	ビリルビン酸キナーゼ (PK)	150	170	
	26	アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)	160	170
IV型コラーゲン・7S精密測定		160	170	* 89
ビタミンB ₁₂ 定量精密測定		160	170	
27	葉酸精密測定	170	180	
28	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定	190		* 91
	アセトアミノフェン精密測定	190	200	* 92
	膵分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1)	190	200	* 93
	ヒアルロン酸	190	200	* 95
	心室筋ミオシン軽鎖 I 精密測定	190	200	* 94
29	レムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロール	200		* 96
	トリプシン	200		* 76
30	赤血球コプロポルフィリン定量	210		
	膵ホスホリパーゼA ₂ (膵PLA ₂) 精密測定	210	220	
31	リポ蛋白リパーゼ精密測定	230		* 97
	肝細胞増殖因子 (HGF)	230		* 98
	CKアイソフォーム	230	240	* 99
32	プロリルヒドロキシラーゼ (PH) 精密測定	230	240	* 89
	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定	250		* 100
33	膵分泌液中 -フェト蛋白	250	260	* 101
	赤血球プロトポルフィリン定量	280		
34	ビタミンB ₂	280	290	
	ビタミンB ₆ 定量	290	240	
35	プロカルシトニン (PCT)	320		* 102
36	ビタミンC定量精密測定	330	340	
37	1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25(OH) ₂ D ₃)	400	360	* 103
	生化学包括 (部分)			
	イ 5項目以上7項目以下	100	102	
	ロ 8項目又は9項目	109	111	
	ハ 10項目以上	129	130	
	(注) 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。			* 104

■ 生化学的検査 (II)

D008 内分泌学的検査				
1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55		* 105
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60		
	17-ヒドロキシコルチコステロイド (17-OHCS)	60	65	
3	17-ケトステロイド (17-KS) 精密測定	70	75	
	ホモバニール酸 (HVA) 精密測定	70	80	
4	バニールマンデル酸 (VMA) 精密測定	90	100	
5	5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA) 精密測定	95		
6	プロラクチン (PRL)	100	110	
7	トリヨードサイロニン (T ₃) 精密測定	115	120	
	甲状腺刺激ホルモン (TSH) 精密測定	115	120	
	レニン活性精密測定	115	120	* 106
	ガストリン精密測定	115	120	
	レニン定量精密測定	115	120	* 106
8	サイロキシン (T ₄) 精密測定	120		
	インスリン (IRI) 精密測定	120		

区分	検査項目名	新	旧	注	
9	成長ホルモン (GH) 精密測定	125	130		
	卵巣刺激ホルモン (FSH) 精密測定	125	130		
	C-ペプチド (CPR) 精密測定	125	130	* 107	
	黄体形成ホルモン (LH)	125	130	* 108	
10	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定	140		* 109	
	サイロキシン結合能 (TBC) 精密測定	140	150		
	遊離サイロキシン (FT ₄) 精密測定	140	150		
	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価精密測定	140	150	* 111	
	遊離トリヨードサイロニン (FT ₃) 精密測定	140	150		
	コルチゾール精密測定	140	150		
	アルドステロン精密測定	140	150		
	サイロキシン結合蛋白 (TBG) 精密測定	140	150		
	テストステロン精密測定	140	150		
	サイログロブリン精密測定	140	150		
	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)	140	新設	* 110	
	11	ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)	150		
		ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量 (HCG定量) 精密測定	150		* 113
		ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 分画	150	160	* 112
グルカゴン精密測定		150	160		
カルシトニン精密測定		150	160		
12	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定	160		* 114-115	
13	オステオカルシン精密測定	170		* 115-116	
	骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) 精密測定	170		* 91	
	尿中 クロスラプス精密測定	170		* 117	
	セクレチン精密測定	170			
	プロジェステロン精密測定	170			
	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量	170			
	遊離テストステロン精密測定	170			
	クロスラプス精密測定	170	新設	* 118	
低カルボキシリ化オステオカルシン (ucOC) 精密測定	170	新設	* 119		
14	サイクリックAMP (C-AMP) 精密測定	180			
	エストリオール (E ₃) 精密測定	180		* 120	
	エストロジェン	180	190	* 120	
15	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP) 精密測定	190	200	* 121	
	副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定	190	200		
	カテコールアミン分画精密測定	190	200		
	DHEA-S精密測定	190	200		
16	尿中デオキシビリジノリン精密測定	200	190	* 114-115	
	副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) 精密測定	200		* 121	
	17-ケートジェニックスステロイド (17-KGS) 精密測定	200			
17	エストラジオール (E ₂) 精密測定	200		* 120	
17	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 精密測定	220	200		
	17-ケートジェニックスステロイド分画 (17-KGS分画) 精密測定	220			
	カテコールアミン精密測定	220	230		
	17-ケートステロイド分画 (17-KS分画) 精密測定	220	230		
	エリスロポエチン精密測定	220	230	* 123	
	17-ヒドロキシプロジェステロン精密測定	220	230	* 124	
	抗IA-2抗体精密測定	220	230	* 122	
	プレグナンジオール	220	230		
	18	メタネフリン精密測定	240	250	* 125
		ソマトメジンC精密測定	240	250	* 126
ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HNP) 精密測定		240	250		
メタネフリン分画精密測定		240	250		
アルギニンバズプレッシン精密測定		240	250		
19	プレグナントリオール精密測定	250	260		
	ノルメタネフリン精密測定	250	280	* 125	

区分	検査項目名	新	旧	注
20	インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3) 精密測定	280	290	* 126
	内分泌包括 (部分)			
	イ 3項目以上5項目以下		410	
	ロ 6項目又は7項目		630	
	ハ 8項目以上		900	
D009 腫瘍マーカー				
1	尿中BTA	80	70	* 127
2	癌胎児性抗原 (CEA) 精密測定	115	120	
	-フェトプロテイン (AFP)	115	120	
	組織ポリペプチド抗原 (TPA) 精密測定	115	120	
	扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原) 精密測定	115	120	
	DUPAN-2精密測定	130		
3	NCC-ST-439精密測定	130		
	CA15-3精密測定	130		
	4 エラスターゼI精密測定	135	140	
5	前立腺酸性フォスファターゼ精密測定	140		
	PSA精密測定	140		* 128
6	塩基性フェトプロテイン (BFP) 精密測定	150		
	CA19-9精密測定	150		
	CA72-4精密測定	150		
	CA-50精密測定	150		
	SPan-1抗原精密測定	150		
	シアリルTn抗原 (STN) 精密測定	150		
	神経特異エノラーゼ (NSE) 精密測定	150		
	PIVKA II精密測定	150		
7	尿中NMP22精密測定	160		* 129
	シアリルLe ^x i (SLX) 抗原精密測定	160		
	CA125精密測定	160		* 130
8	シアリルLe ^x (CSLEX) 抗原精密測定	170		* 134
	フリーPSA / トータルPSA比精密測定	170		* 135
	BCA225精密測定	170		
	I型プロコラーゲンC-プロペプチド精密測定	170		* 131
	I型コラーゲンCテロペプチド精密測定	170		* 132
9	SP1精密測定	170	180	
	血清中抗p53抗体	170	新設	* 133
9	サイトケラチン19フラグメント精密測定	180		* 136
	ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) 精密測定	180		* 137
10	尿中遊離型フェコース	190		* 138-146
	CA602精密測定	190		* 130
	AFPのレクチン反応性による分画比 (AFP-L ₃ %)	190		* 139
	CA54/61精密測定	190		
11	癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT) 精密測定	190		* 140
	-セミノプロテイン (-Sm) 精密測定	200		
12	CA130精密測定	200	210	* 130
12	尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン 分画コア定量 (HCG コア定量) 精密測定	210		* 141-146
13	膀胱癌胎児性抗原 (POA) 精密測定	220	230	
14	乳頭分泌液中CEA精密測定	320	310	* 142-146
	乳頭分泌液中HER2タンパク測定	320	310	* 143
	血清中HER2タンパク測定	320	310	* 144-146
15	インターロイキン2受容体 (IL-2R) 精密測定	460		* 145
(注) 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。				
	腫瘍マーカー包括 (部分)			
	イ 2項目		230	
	ロ 3項目		290	
	ハ 4項目以上		420	

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

D010 特殊分析				
1	尿中糖分析	40	42	
2	結石分析	120		
3	チロシン	200	210	* 147
4	総分岐鎖アミノ酸 / チロシンモル比	300		* 148
5	アミノ酸定量 イ 1種類につき □ 5種類以上	320 1,300		
6	アミノ酸分析(定性)	350	370	
7	脂肪酸分画	450		
8	先天性代謝異常症検査 (注)当該保険医療機関内において、当検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。	1,200		* 149

免疫学的検査

D011 免疫血液学的検査				
1	ABO血液型 Rh(D)血液型	21		
2	クームス試験 イ 直接 □ 間接	30 34		
3	Rh(その他の因子)血液型	160		* 150
4	赤血球不規則抗体検査 (注)第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第12款の各区分に掲げる女性性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。	170		* 151
5	-D-Nアセチルガラクトサミントランスフェラーゼ活性及び -D-ガラクトシルトランスフェラーゼ活性	200	210	
6	PAIgG(血小板関連IgG)	210	200	* 152
7	ABO血液型亜型	260		
8	抗血小板抗体検査	270		

D012 感染症免疫学的検査				
1	梅毒脂質抗原使用検査(定性) 抗ストレプトリジンO価(ASO価)	15		* 153
2	トキソプラズマ抗体価測定	27		
3	抗ストレプトキナーゼ価(ASK価)	29		
4	TPHA試験(定性) マイコプラズマ抗体価	32		
5	抗連鎖球菌多糖体抗体(ASP) 梅毒脂質抗原使用検査(定量)	34		* 153
6	TPHA試験(定量)	55		
7	アデノウイルス抗原 迅速ウレアーゼ試験	60		* 155 * 154
8	ロタウイルス抗原	65		* 155
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体 クラミジア・ニューモニエIgG抗体価精密測定	70	60	* 156 * 170
10	クラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定	75		* 170
11	クロストリジウム・ディフィシル抗原 ウイルス抗体価(1項目あたり)	80	70	* 157
	(注)同一検体についてウイルス抗体価の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。			
	ヘリコバクター・ピロリ抗体精密測定 百日咳菌抗体価	80		
12	HTLV-I抗体価	85		
13	トキソプラズマ抗体価精密測定 トキソプラズマIgM抗体価精密測定	95		
14	赤痢アメーバ抗体価 抗デオキシリボヌクレアーゼB価(ADNaseB) 抗溶連菌エステラーゼ抗体(ASE)	100	120 100 100	120 130 130
15	抗抗酸菌抗体価精密測定 HIV-1抗体価	120		* 158 * 159-160

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

16	HIV-1,2抗体価	130	120	* 159-160
17	A群 溶連菌迅速試験 ノイラミニダーゼ	140	130	* 162 * 168
18	髄液又は尿中肺炎球菌抗原 髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザ型抗原 インフルエンザウイルス抗原精密測定 カンジダ抗原 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原 RSウイルス抗原精密測定 FTA-ABS試験	150	140	* 163 * 164 * 165 * 166
19	D-アラビニトール 抗クラミジア・ニューモニエIgM抗体価精密測定	160	160	* 169 * 170
20	大腸菌O157 LPS抗原精密測定 クラミジア・トラコマチス抗原精密測定 アスペルギルス抗原	170	160	* 167 * 171 * 172
21	淋菌同定精密検査 大腸菌O157 LPS抗体 単純ヘルペスウイルス特異抗原 マイコプラズマ抗原精密測定(咽頭内)	180	170	* 173 * 167 * 174
22	大腸菌抗原同定検査 クリプトコックス・ネオフォルムス抗原 HTLV-I抗体価精密測定	190	190	* 175
23	ブルセラ凝集反応 アデノウイルス抗原精密測定 尿中肺炎球菌莢膜抗原 抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定 レプトスピラ抗体価	210	200	* 176 * 177 * 178
24	ツツガムシ抗体価 グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定 (1 3)-D-グルカン	220	210	* 179 * 180
25	サイトメガロウイルス抗体価精密測定 赤痢アメーバ抗体価精密測定 グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定(1項目あたり)	230	230	* 181 * 182
	(注)同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。			
26	尿中レジオネラ抗原 上皮細胞中水痘ウイルス抗原精密測定	240	230	* 183
27	エンドトキシン定量検査 ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価精密測定	270	280	* 102
28	HIV-1抗体価精密測定	280		* 184
29	百日咳菌抗体価精密測定 結核菌群抗原精密測定 ダニ特異IgG抗体価 ワイルフェリックス反応	300	280	* 185 * 186
30	HIV-2抗体価精密測定	380	370	* 184
31	白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原	410	400	* 187
32	HTLV-I抗体価精密測定(ウエスタンブロット法)	450	440	* 188
33	HIV抗原精密測定	600		* 189

D013 肝炎ウイルス関連検査				
1	HBs抗原	29		
2	HBs抗体価	32		
3	HBs抗原精密測定 HBs抗体価精密測定	95	95	* 190
4	HBe抗原精密測定 HBe抗体価精密測定	110	110	
5	HCV抗体価精密測定 HCVコア蛋白質測定	120	120	* 191

区分	検査項目名	新	旧	注
6	HBc抗体価	150		* 192
	IgM-HA抗体価精密測定	150		* 193
	HA抗体価精密測定	150		* 193
	IgM-HBc抗体価精密測定	150		* 192
	HCVコア抗体価精密測定	150		
7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	170		
8	HCV特異抗体価測定による群別判定	240		* 194
9	B型肝炎ウイルスコア関連抗原 (HBcrAg)定量	290	新設	* 195
10	デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定	330		
11	HCV特異抗体価精密測定	340		
	肝炎ウイルス包括 (部分)			
	イ 3項目	290		
	ロ 4項目	360		
	ハ 5項目以上	520		

D014 自己抗体検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	寒冷凝集反応	11	12	
2	リウマトイド因子	30	32	* 198
3	甲状腺自己抗体検査	37	38	* 197
4	Donath-Landsteiner試験 (寒冷溶血反応)	55		
5	LEテスト	70		
6	抗核抗体価 (蛍光抗体法を除く。)	110	120	
	インスリン抗体精密測定	110	120	
7	抗ガラクトース欠損IgG抗体価	120		* 196-198
	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3)精密測定	120		* 196
8	抗核抗体価 (蛍光抗体法)	120		
	抗Jo-1抗体	150		
	甲状腺自己抗体精密測定	150		
	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	150		* 199
9	抗RNP抗体	150		
	抗Sm抗体	170		
	抗SS-A/Ro抗体	170		
	抗SS-B/La抗体	170		
10	抗Scl-70抗体	170		
	C ₃ d結合免疫複合体精密測定	170		* 196
	抗DNA抗体価	180		
	抗セントロメア抗体精密測定	190		* 200
12	モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定	200		* 196
13	C ₃ d結合免疫複合体精密測定	210		* 196
	IgG型リウマチ因子精密測定	210		* 196
	抗シトリン化ペプチド抗体精密測定	210	新設	* 201
14	抗ミトコンドリア抗体精密測定	230		
	抗カルジオリピン ₂ グリコプロテインI (抗CL ₂ GPI) 複合体抗体	230		* 203
	抗LKM-1抗体精密測定	230		* 202
15	抗カルジオリピン抗体精密測定	250		* 203
	TSHレセプター抗体精密測定	250		* 204
16	血清中抗デスマogleイン3抗体	270		* 205
	血清中抗BP180NC16a抗体	270	新設	* 206
17	ループスアンチコアグラント	290		* 207
	細胞質性抗好中球細胞質抗体価	290		
	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ (MPO-ANCA)	290		* 208
	抗糸球体基底膜抗体精密測定	290		* 209
18	血清中抗デスマogleイン1抗体	300		* 210
19	TSH刺激性レセプター抗体 (TSAb) 精密測定	350	330	* 204
20	抗GM1IgG抗体	460	新設	* 211
	抗GQ1bIgG抗体	460	新設	* 212
21	抗アセチルコリンレセプター抗体価	900	940	* 213

区分	検査項目名	新	旧	注
22	グルタミン受容体自己抗体	1,000	新設	* 214
	自己抗体包括 (部分)			
	イ 2項目	320		
	ロ 3項目以上	490		

D015 血漿蛋白免疫学的検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	C反応性蛋白 (CRP) 定性	16	17	
	C反応性蛋白 (CRP) 定量	16	17	
2	赤血球コプロポルフィリン定性	30		
	G-6-Pase	30		
3	G-6-PDH定性	34		
	赤血球プロトポルフィリン定性	34		
4	血清補体価 (CH ₅₀)	38		
	免疫グロブリン	38		* 215
5	クリオグロブリン	42		
6	血清アミロイドA (SAA) 蛋白精密測定	48		* 216
7	トランスフェリン	60		
8	補体蛋白 (C ₃)	70	75	* 217
	補体蛋白 (C ₄)	70	75	* 217
9	セルプラスミン	90	95	
10	非特異的IgE	100	110	
11	特異的IgE	110		
	(注) 特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算出する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。			
12	α ₂ -ミクログロブリン (α ₂ m)	115	120	
	プレアルブミン	115	120	
13	レチノール結合蛋白 (RBP)	140		
14	α ₁ -ミクログロブリン	150		
	ハプトグロビン (型補正を含む)	150		
15	C ₃ プロアクチベータ	160	170	
16	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT)測定	170	180	* 218
17	ヘモベキシン	180		
18	血中APRスコア	200		* 219
	アトピー鑑別試験	200		* 220
19	頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン	210		* 93-221
20	尿蛋白免疫電気泳動	220		
21	免疫電気泳動法 (同一検体に対し一連につき)	240		* 222
22	C ₁ インアクチベータ	290		
23	免疫グロブリン鎖 / 比	340		* 223
24	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- 測定	420	410	* 224

D016 細胞機能検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	表面免疫グロブリン測定検査 (一連につき)	170		
2	顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	200		* 226
3	フローサイトメトリー法によるT細胞・B細胞百分率検査	210		
4	モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査 (一連につき)	220		* 227
	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	220	230	* 225
5	フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査	290		* 228
	リンパ球幼若化検査 (一連につき)	290		* 229

微生物学的検査

D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	32	29	* 230
2	保温装置使用アメーバ検査	45	38	* 230
3	その他のもの	25	17	* 230

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

D018 細菌培養同定検査				
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	130	120	*231
	消化管からの検体	130	120	*231
2	血液又は穿刺液	130	120	*231
3	泌尿器又は生殖器からの検体	120	110	*231
4	その他の部位からの検体	110	95	*231
5	簡易培養検査	55	50	*231・232
(注) 1から5については、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、70点(65点)を加算する。				

D019 細菌薬剤感受性検査				
1	1菌種	130	110	*233
2	2菌種	170	150	*233
3	3菌種以上	220	200	*233

D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査				
	酵母様真菌薬剤感受性検査	120	110	*234

D020 抗酸菌分離培養検査				
1	抗酸菌分離培養検査1	150	130	*235
2	抗酸菌分離培養検査2	140	120	*235

D021 抗酸菌同定検査				
	抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず1連につき)	280	240	*236

D022 抗酸菌薬剤感受性検査				
1	3薬剤以下	200	190	*237
2	4薬剤以上	230	210	*237

D023 微生物核酸同定・定量検査				
1	白血球中細菌核酸同定検査(1菌種あたり)	130		
2	淋菌核酸同定検査	210		*239
	クラミジアトラコマチス核酸同定検査	210		*240
3	HBV核酸定量検査	290		*241
4	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	300		*242
5	DNAポリメラーゼ	310	330	
6	HCV核酸同定検査	360		*243
7	抗酸菌群核酸同定精密検査	410	380	*244
	結核菌群核酸増幅同定検査	410	400	*245
8	マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定精密検査	430	420	*246
9	HCV核酸定量検査	450	440	*247
	血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査	450		*248
10	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査	450	470	*249
	SARSコロナウイルス核酸増幅検査	450	480	*250
11	HIV-1核酸定量検査	520	510	*251
	(注) 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、130点を加算する。			
12	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査	550		*252
12	HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査	6000		*253

D023-2 その他の微生物学的検査				
1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2(PBP2')	55		*254
2	尿素呼吸試験	70	60	*255
3	腸炎ピブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査	150	160	*256
4	大腸菌ベロトキシン検出検査	200	190	*257

D024 動物使用検査				
	動物使用検査	170		*258
(注) 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。				

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

基本的検体検査実施料

D025 基本的検体検査実施料(1日につき)				
1	入院の日から起算して4週間以内の期間	140		*259・260・261
2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	110		*259・260・261
(注1)	特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。			
(注2)	次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ 尿中一般物質定性半定量検査 ロ 尿中特殊物質定性定量検査 ハ 尿沈渣顕微鏡検査 ニ 糞便検査 ホ 穿刺液・採取液検査 ヘ 血液形態・機能検査 ト 出血・凝固検査 チ 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査) リ 血液化学検査 ヌ 免疫血液学的検査 ABO血液型及びRh(D)血液型 ル 感染症免疫学的検査 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジンO価(ASO価)、トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査(定量)、TPHA試験(定量)、TPHA試験(定性)及びHIV-1抗体価 ヲ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原、HBs抗体価、HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価 ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応、及びリウマチ因子 カ 血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)定量、血清補体価(CH ₅₀)及び免疫グロブリン コ 微生物学的検査			
(注3)	療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者について適用しない。			

検体検査判断料

D026 検体検査判断料				
1	尿・糞便等検査判断料	34		
2	血液学的検査判断料	125	135	
3	生化学的検査(Ⅰ)判断料	144	155	
4	生化学的検査(Ⅱ)判断料	144	135	
5	免疫学的検査判断料	144		
6	微生物学的検査判断料	150		
(注1)	検体検査判断料は当該する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。			
(注2)	注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。			
(注3)	別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算(Ⅱ)及び検体検査管理加算(Ⅲ)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(Ⅲ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)又は検体検査管理加算(Ⅱ)は算定せず、検体検査管理加算(Ⅱ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)又は検体検査管理加算(Ⅲ)は算定しない。 イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点 ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 100点 ハ 検体検査管理加算(Ⅲ) 300点			

区分	検査項目名	新	旧	注
(注4)	別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝病的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。			

D027 基本的検体検査判断料				
	基本的検体検査判断料	604	630	
(注1)	特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(Ⅰ)免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。			
(注2)	区分番号D0026に掲げる検体検査判断料の注3に規定する施設基準に適合するものとして届出を行った保険医療機関(特定機能院に限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注3に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(Ⅲ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)又は検体検査管理加算(Ⅱ)は算定せず、検体検査管理加算(Ⅱ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)又は検体検査管理加算(Ⅲ)は算定しない。			

★ 病理学的検査

N000 病理組織標本作製				
	病理組織標本作製(1臓器につき)	880	*262	
(注1)	病理組織標本作製に当たって、3臓器以上の検査を行った場合は、3臓器を限度として算定する。			
(注2)	リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数える。			

N001 電子顕微鏡病理組織標本作製				
	電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)	2,000	*263	

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製				
1	エストロゲンレセプター	720	*264・265・266	
2	プロゲステロンレセプター(PgR)	690	*264・265・266	
3	HER2タンパク	690	*267	
4	その他(1臓器につき)	350		
(注)	1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合には、主たる病理組織標本作製の所定点数に180点加算する。			

N003 術中迅速病理組織標本作製				
	術中迅速病理組織標本作製(1手術につき)	1,990	*268	
(注)	テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関間で行った場合に限り、当該患者について算定する。			

N004 細胞診				
	(細胞診検査)婦人科材料(1部位につき)	150	*269	
2	(細胞診検査)その他(1部位につき)	190	*269	

N005 HER2遺伝子標本作製				
	HER2遺伝子標本作製	2,500	*270	

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

★ 病理学的検査診断・判断料

N006 病理診断料				
	病理診断料	410	*271・272	
(注1)	病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院である保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製もしくは区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理標本作製若しくは区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの検査の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
(注2)	当該保険医療機関以外の医療機関で作製した組織標本に基づき診断を行った場合は、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製又は区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製は別に算定できないものとする。			

N007 病理判断料				
	病理判断料	146	*271・272	
(注1)	行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
(注2)	区分番号N006に掲げる病理診断料を算定した場合には、算定しない。			

★ 超音波検査等

D217 骨塩定量検査				
1	DEXA法による腰椎撮影	360	*273	
2	MD法	140	*273	
	SEXA法等	140	*273	
3	超音波法	80	*273	

★ 負荷試験等

D286 肝及び腎のクリアランステスト				
	肝及び腎のクリアランステスト	150		
(注1)	検査に当たって尿管カテーテル法又は膀胱尿道ファイバースコープを行った場合は、所定点数に区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法又はD317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープの所定点数を併せて算定する。			
(注2)	検査に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、所定点数に含まれるものとする。			

D287 内分泌負荷試験				
1	下垂体前葉負荷試験			
	成長ホルモン(GH)(一連として月1回)	1,200		
	ゴナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回)	1,600		
	甲状腺刺激ホルモン(TSH)(一連として月1回)	1,200		
	プロラクチン(PRL)(一連として月1回)	1,200		
	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)	1,200		
2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200		
3	甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		
4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		
5	副腎皮質負荷試験			
	イ 鉱質コルチコイド(一連として月1回)	1,200		
	ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200		
6	性腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		
(注1)	1月に3,600点を限度として算定する。			
(注2)	負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。			

区分	検査項目名	新	旧	注
D288 糖負荷試験				
1	常用負荷試験（血糖、尿糖検査を含む。）		200	
2	グルカゴン負荷試験		900	
	耐糖能精密検査（常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合）		900	
(注)	注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。			

区分	検査項目名	新	旧	注
D289 その他の機能試験				
1	腎機能テスト（PFDテスト）		100	
2	肝機能テスト（ICG1回又は2回法、BSP2回法）		100	
	ビリルビン負荷試験		100	
	馬尿酸合成試験		100	
	フィッシュバーグ		100	
	水利尿試験		100	
	アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)		100	
	モーゼンタル法		100	
	キシローゼ試験		100	
	ヨードカリ試験		100	
3	胃液分泌刺激テスト		700	
	胆道機能テスト		700	
4	セクレチン試験		3000	
(注)	検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視のコストは、すべて所定点数に含まれるものとする。			

指導管理等

区分	検査項目名	新	旧	注
B001 特定疾患治療管理料				
2	特定薬剤治療管理料			
	ジギタリス製剤		470	
	テオフィリン		470	
	特定薬剤治療管理料不整脈用剤			
	プロカインアミド		470	
	N-アセチルプロカインアミド		470	
	ジソピラミド		470	
	キニジン		470	
	アプリンジン		470	
	リドカイン		470	
	塩酸ビルジカイニド		470	
	プロパフェノン		470	
	メキシレチン		470	
	フレカイニド		470	
	コハク酸シベンゾリン		470	
	ビルメノール		470	
	アミオダロン		470	
	抗てんかん剤		470	
	ハロペリドール製剤		470	
	プロムペリドール製剤		470	
	リチウム製剤		470	
	アミノ配糖体抗生物質（入院中の患者）		470	
	グリコペプチド系抗生物質（入院中の患者）			
	バンコマイシン		470	
	テイコブラニン		470	
	免疫抑制剤			
	シクロスポリン		470	
	タクロリムス水和物		470	
	サリチル酸系製剤		470	
	メトトレキサート		470	
(注1)	ジギタリス製剤または抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者、その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。			

区分	検査項目名	新	旧	注
(注2)	同一患者につき特定薬剤治療管理量を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回とし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。			
(注3)	ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料として算定する。			
(注4)	抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外に対して行った薬剤血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。			
(注5)	てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与している患者について、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行なった月において、2回に限り所定点数を算定できる。			
(注6)	臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、所定点数に2,740点を加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、所定点数に280点を加算する。			
3	悪性腫瘍特異物質治療管理料			
	イ 測定方法が一般的なもの		220	
	ロ 測定方法が精密なもの			
	(1) 1項目の場合		360	
	(2) 2項目以上の場合		400	
(注1)	イについては、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAIに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
(注2)	ロについては、悪性腫瘍の患者に対して区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
(注3)	注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、ロの所定点数に150点を加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合はこの限りでない。			
(注4)	注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する。			
(注5)	腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。			
(注6)	注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理をであって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理料のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。			
15	慢性維持透析患者外来医学管理料		2,305	
(注1)	入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。			
(注2)	第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは、所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、生化学的検査(Ⅱ)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。			
	イ	尿中一般物質定性半定量検査		
	ロ	尿沈渣顕微鏡検査		
	ハ	糞便検査		
		潜血反応検査、ヘモグロビン定性		
	ニ	血液形態・機能検査		
		赤血球沈降速度測定、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像		

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

ホ	出血・凝固検査 出血時間測定、凝固時間測定			
ヘ	血液化学検査 総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミールトランスペプチダーゼ(γ -GTP)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO ₄ 、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25(OH) ₂ D ₃)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、総鉄結合能(TIBC)、蛋白分画測定、血液ガス分析、Al、フェリチン、シスタチンC精密測定、ペントシジン			
ト	内分泌学的検査 トリヨードサイロニン(T ₃)精密測定、サイロキシン(T ₄)精密測定、甲状腺刺激ホルモン(TSH)精密測定、副甲状腺ホルモン(PTH)精密測定、遊離トリヨードサイロニン(FT ₃)、C-ペプチド(CPR)精密測定、遊離サイロキシン(FT ₄)精密測定、カルシトニン精密測定、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定			
チ	感染症免疫学的検査 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、梅毒脂質抗原使用検査(定量)			
リ	肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価			
ヌ	血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH ₅₀)、免疫グロブリン、補体蛋白(C ₃)、補体蛋白(C ₄)、トランスフェリン、 α -マイクログロブリン(α -m)			
ル	心電図検査			
ヲ	写真診断 単純撮影(胸部)			
ワ	撮影 単純撮影(胸部)			

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

B001-4 手術前医学管理料				
	手術前医学管理料		1,192	

B001-5 手術後医学管理料(1日につき)				
1	病院の場合		1,188	
2	診療所の場合		1,056	

B001-3 生活習慣病管理料				
1	保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合			
	イ 脂質異常症を主病とする場合	650	900	
	ロ 高血圧症を主病とする場合	700	950	
	ハ 糖尿病を主病とする場合	800	1,050	
2	1以外の場合			
	イ 脂質異常症を主病とする場合	1,175	1,460	
	ロ 高血圧症を主病とする場合	1,035	1,310	
	ハ 糖尿病を主病とする場合	1,280	1,560	
(注1)	許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者(入院中の患者及び高齢者医療確保法の規定による療養の給付を受けるものを除く。)に対して、患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合については、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している場合は算定できない。			
(注2)	生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第1部医学管理等、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。			
(注3)	糖尿病を主病とする患者(2型糖尿病の患者であってインスリン製剤を使用していないものに			

- * 1: 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。
- * 2: 尿中一般物質定性半定量検査は、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。
 - イ 比重
 - ロ pH
 - ハ 蛋白
 - ニ 糖
 - ホ ウロビリノーゲン
 - ヘ ウロビリリン
 - ト ビリルビン
 - チ アセトン体(ケトン体)
 - リ 潜血
 - ス 試験紙法による尿細菌検査
 - ル 食塩検査
 - ヲ 試験紙法による白血球検査
 - ワ アルブミン
- * 3: 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。
- * 4: 先天性代謝異常症の尿スクリーニングテストとは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。
 - ア 塩化第2鉄反応(フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む)
 - イ 酸性ムコ多糖類
 - ウ シス테인、シスチン等のSH化合物
 - エ ヒスチジン
 - オ メチルマロン酸
 - カ ミロン反応
 - キ イサチン反応
 - ク ベネディクト反応
- * 5: ボルフィリン症スクリーニングテストとして、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDean and Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。
- * 6: マイクロトランスフェリン(尿中)精密測定、アルブミン定量精密測定及びV型コラーゲン定量精密測定は、糖尿病又は早期糖尿病性腎症患者であって微量アルブミン尿を伴うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 7: ミオイノシトール定量は、空腹時血糖が110mg/dL以上126mg/dL未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。
- * 8: 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。
- * 9: 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「17」のその他による尿中クレアチニン検査として算定し、その判断料は、区分番号D023検体検査判断料の「1」の尿・糞便等検査判断料を算定する。
- * 10: 尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。
- * 11: 尿沈渣顕微鏡検査は、尿中一般物質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- * 12: 尿沈渣顕微鏡検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- * 13: 尿中一般物質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。
- * 14: ヘモグロビン定性又はヘモグロビン定量と潜血反応検査を同時に実施した場合にはヘモグロビン定性又はヘモグロビン定量の所定点数のみ算定する。ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、ヘモグロビン定性により算定する。ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、ヘモグロビン定量により算定する。
- * 15: 糞便中の細菌、原虫検査は、区分番号D017排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。
- * 16: 胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応(ニンヒドリン反応、ビウレット反応等)、毒物、潜血、虫卵、ウロビリリン体の定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- * 17: 髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアペルト、パンデイ、ワイヒプロット等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- * 18: 精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査のすべての費用が含まれる。
- * 19: 頸管粘液検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査結晶、細菌、血球、膈上皮細胞等々の費用が含まれる。
- * 20: 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼは、赤色ラテックス着色法により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満2週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- * 21: 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満2週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。
- * 22: 膈分泌液中乳酸脱水素酵素(LDH)半定量のためのタンボンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。
- * 23: マイクロバブルテストは妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- * 24: 関節液中コンドロカルシンは、EIA法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。
- * 25: 羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SPA)を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。
- * 26: IgGインデックス、髄液オリゴクローナルバンド測定及び髄液MBPは、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 27: 悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った肺腫瘍におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、腺癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるkit遺伝子検査又は家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査について、患者1人につき1回に限り算定する。
悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 28: 悪性腫瘍遺伝子検査、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)又は免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- * 29: 抗悪性腫瘍剤感受性検査は、胃悪性腫瘍に対する区分番号「K655」胃切除術、区分番号「K655-2」腹腔鏡下胃切除術、区分番号「K655-4」噴門側胃切除術、区分番号「K657」胃全摘術又は区分番号「K657-2」腹腔鏡下胃全摘術であって、日本胃癌学会の胃癌取り扱い規約により根治度Cの結果であったものにおいて採取された摘出腫瘍組織を検体とし、HDRA法又はCD-DST法を用いて、胃悪性腫瘍の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。

- * 30: 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。
- * 31: 赤血球沈降速度測定は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- * 32: 同一検体について、好酸球数及び末梢血液像の検査を行った場合は、末梢血液像の所定点数のみを算定する。
- * 33: 末梢血液像及び骨髄像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
末梢血液像及び骨髄像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
- * 34: 末梢血液像の「注」及び骨髄像の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
ア オキシダーゼ染色
イ ベルオキシダーゼ染色
ウ アルカリフォスファターゼ染色
エ パス染色
オ 鉄染色(ジテロプラスト検索を含む)
カ 超生体染色
キ 脂肪染色
ク エステラーゼ染色
- * 35: 末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- * 36: 赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
ア シュガーウォーターテスト
イ ハムテスト
ウ クロスビーテスト
エ バルバート法
オ サンフォード法
- * 37: ヘモグロビンA_{1c}(HbA_{1c})、D007 血液化学検査の「14」のグリコアルブミン又は「17」の15-アンヒドロ-D-グルシトール(15AG)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- * 38: デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定は、造血器腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 39: ターミナルデオキシヌクレオチルトランスフェラーゼ(TdT)精密測定は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 40: モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。
対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。
検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。
- * 41: 出血時間測定時の耳朶採血料は、出血時間測定の所定点数に含まれる。
- * 42: 複合凝固因子検査に該当する検査は、オーレンのトロンボテスト、ヘパラスチンテスト等をいい、トロンボテストとプロトロンビン時間を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 43: 血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- * 44: フィブリンノーゲン分解産物精密測定は、線維素分解産物(FDP)測定が異常値を示した場合に実施したときに算定できる
- * 45: PIVKA II は出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- * 46: 凝固因子インヒビターは、第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- * 47: 第Ⅷ因子様抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法によるものである。
- * 48: トロンボモジュリン精密測定は、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。
- * 49: フィブリンモノマー複合体定量は、DICの診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。フィブリンモノマー複合体定量、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)精密測定及びプロトロンビンフラグメントF1+2精密測定を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 50: 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンプロット法による。
- * 52: Major bcr-abl mRNA 核酸増幅精密測定は、TMA法により測定した場合に限り算定できる。
- * 53: 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。
ア デュシェンヌ型筋ジストロフィー
イ ベッカー型筋ジストロフィー
ウ 福山型先天性筋ジストロフィー
エ 栄養障害型表皮水疱症
オ 家族性アミロイドーシス
カ 先天性QT延長症候群
キ 脊髄性筋萎縮症
ク 中枢神経白質形成異常症
ケ ムコ多糖症Ⅰ型
コ ムコ多糖症Ⅱ型
サ ゴーシェ病
シ ファブリ病
ス ボンベ病
アからクまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法、DNAシーケンス法、FISH法又はサザンプロット法による。ケからスまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、酵素活性測定法、DNAシーケンス法又は培養法による。
検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること。
- * 54: 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画作製代を含む。
- * 55: 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。
- * 56: 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンプロット法により、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。
悪性腫瘍遺伝子検査、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)又は免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- * 57: WT1mRNA 定量は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。
- * 58: 抱合型ビリルビンを測定した場合は、直接ビリルビンの所定点数を算定する。
- * 59: Na及びClについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- * 60: Ca及びイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてののみ所定点数を算定する。
- * 61: 膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。
ア 硫酸重鉛試験(クネル反応)(ZTT)
イ チモール混濁反応(TTT)
- * 62: 直接比色法による総鉄結合能(TIBC)及び不飽和鉄結合能(UIBC)は鉄に準じて算定する。
- * 63: HDL-コレステロール、総コレステロール及びLDLコレステロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。

- * 64: P及びHPOについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- * 65: 蛋白分画測定、総蛋白及びアルブミンを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- * 66: マンガンは、1月以上(胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
- * 67: ケトン体及びケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
- * 68: 有機モノカルボン酸定量については、グルタチオン、乳酸、ビルビン酸及び α -ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- * 70: 同一検体について重炭酸塩及び血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- * 71: グリコアルブミンは、HPLC(2カラム)又はHPLC(1カラム)発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- * 72: 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、コレステロール分画に準じて算定する。ただし、胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- * 73: 総鉄結合能(TIBC)と不飽和鉄結合能(UIBC)を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- * 74: CPK・アイソザイム精密測定とは、血清クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)のMB型アイソザイム測定をいう。
- * 75: 凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。
- * 76: 膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)とトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- * 77: 乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- * 78: アポリipoproteinは、AI、AII、B、CII、CIII及びVEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。
- * 79: ヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行ったときに算定する。
- * 80: シアル化糖鎖抗原KL-6、サーファクタントプロテインA(SPA)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6はEIA法又はECLIA法により、サーファクタントプロテインA(SPA)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法による。
- * 81: 心筋トロポニンI精密測定と心筋トロポニンTを同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 82: ベントシジンは尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「23」のシスタチンC精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 83: リポ蛋白(a)精密測定は、3月に1回を限度として算定できる。
- * 84: イヌリンは、尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、クレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 85: シスタチンC精密測定は、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。シスタチンC精密測定は、尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、ベントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 86: 血液ガス分析の所定点数には、Na、K、Cl、pH、PO₂、PCO₂及びHCQの各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビン測定については算定しない。
- * 87: 血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。
- * 88: ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。
ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)とミオグロビン精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 89: IV型コラーゲン精密測定又はIV型コラーゲン・7S精密測定は、プロリルヒドロキシラーゼ(PH精密測定又はPIII-P精密測定)と併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。
- * 90: アルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展する恐れがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- * 91: アルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定及び骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 92: アセトアミノフェン精密測定は、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。
- * 93: 膵分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
膵分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)と頭頂膵分泌液中胎児性フィブロネクチンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 94: 心室筋ミオン軽鎖I精密測定は、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
- * 95: ヒアルロン酸はサンドイッチバインディングプロテインアッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディングプロテインアッセイ法、LA法(測定機器を用いるもの)又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
- * 96: レムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロールは免疫吸着法酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
- * 97: リポ蛋白リパーゼ精密測定は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは区分「D600」の薬剤として算定できるが、注射料は算定できない。
- * 98: 肝細胞増殖因子(HGF)はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- * 99: CKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定されるクレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)の費用は別に算定できない。
- * 100: 25オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- * 101: 膵分泌液中 α -フェトプロテインは色素免疫測定法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算定する。
- * 102: プロカルシトニン(PTH)は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、エンドトキシン定量検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 103: 1,25ジヒドロキシビタミンD(1,25(OH)₂D)は、ラジオレセプターアッセイ法又はRIA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。
なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。
- * 104: 血液化学検査の注に掲げる検査と併せて、血液化学検査の注に掲げる検査を準備することが認められている検査を行った場合は、当該検査も注に掲げる項目数の算定に含める。血液化学検査の注のハの注に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が多くなることにかんがみ、血液化学検査

の注に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算点数は算定できない。また、基本的検査実施料を算定している場合にあっては、当該加算点数は算定できない。

*105: ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性及びヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画定性は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。

*106: レニン活性精密測定とレニン定量精密測定を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。

*107: C-ペプチド(CPR)精密測定を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。

*108: 黄体形成ホルモン(LH)はLA法又は通則に掲げる精密検査による。

*109: ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定は、心不全の病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。

1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定とヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合、主たるもの1つに限り算定する。

本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。

*110: ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月に1回に限り算定する。

1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定とヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合、主たるもの1つに限り算定する。

本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。

*111: 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、インスリン依存型糖尿病(IDDM)の診断に用いた場合に算定できる。

*112: ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。

ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画、「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性又はヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量)精密測定を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

*113: ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量)精密測定は、HCG・LH検査(試験管法)を含むものである。

*114: I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定及び尿中デオキシピリジノリン精密測定は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。

なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。

*115: I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定、オステオカルシン精密測定又は尿中デオキシピリジノリン精密測定を併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。

*116: オステオカルシン精密測定は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。

*117: 尿中βクロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。

*118: βクロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。

尿中βクロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

*119: 低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)精密測定は、骨粗鬆症におけるビタミンK剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6

月以内に1回に限り算定できる。

*120: エストロジェン及びエストロジェン精密測定については、エストロジオール(E₂)精密測定又はエストラジオール(E₃)精密測定と同時に実施した場合は算定できない。

*121: 副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)精密測定又は副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)精密測定は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。

*122: 抗IA-2抗体精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、インスリン依存型糖尿病(IDDM)の診断に用いた場合に算定する。なお、当該検査を算定するにあたっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

*123: エリスロポエチン精密測定は、赤血球増加症の鑑別診断並びに重度の慢性腎不全患者及びエリスロポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。

*124: 17α-ヒドロキシプロゲステロン精密測定は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。

*125: ノルメタネフリン精密測定は、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のために行った場合に算定し、メタネフリン精密測定を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

*126: インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP3)精密測定は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。

インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP3)精密測定をソマトメジンC精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

*127: 尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、B001 特定疾患治療管理料の「3」の悪性腫瘍特異物質治療管理料「イ」を算定する。

*128: PSA精密測定は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSA精密測定の結果が40ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。

なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

*129: 尿中NMP22精密測定は、尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

尿中NMP22精密測定については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

*130: CA125精密測定、CA130精密測定、CA602精密測定の2項目又は3項目を併せて測定した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

また、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

*131: I型コラーゲンCテロペプチド精密測定、区分「D008」内分泌学的検査の「15」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定又は「18」の尿中デオキシピリジノリン精密測定は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

*132: I型プロコラーゲン-Cプロペプチド精密測定は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

*133: 血清中抗p53抗体測定は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。

*134: シアリアルLe^x(CSLEX)抗原精密測定は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。

シアリアルLe^x(CSLEX)抗原精密測定とCA15-3精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

- * 135: フリーPSA/トータルPSA比精密測定は、診療及び他の検査(PSA精密測定等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- * 136: サイトケラチン19フラグメント精密測定は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- * 137: ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)精密測定を神経特異エンロラーゼ(NSI)精密測定と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- * 138: 尿中遊離型フコースは酵素化学的測定法による。
尿中遊離型フコース、痛胎児性抗原(CEA)精密測定、DUPAN2精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- * 139: 同一月内にAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L%)を α フェトプロテイン(AFP)又はPIVKA-II精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。AFP-L%は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。
- * 140: 癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)精密測定は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- * 141: 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア定量(HCG β コア定量)精密測定は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- * 142: 乳頭分泌液中CEA精密測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。
- * 143: 乳頭分泌液中HER2タンパク測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2タンパクを測定した場合に限り算定する。
- * 144: 血清中HER2タンパク測定は、乳癌であると共に確定診断され、かつ、HER2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、EIA法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号B001特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 145: インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合のみ算定できる。
また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号B001特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。
- * 146: 本区分に掲げる血液を検体とする検査と尿中遊離型フコース、尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア定量(HCG β コア定量)精密測定、乳頭分泌液中CEA精密測定又は「14」の乳頭分泌液中HER2タンパク測定を同一日に行った場合にも、適用する。
- * 147: チロシン測定は、酵素法による。
- * 148: 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比は、酵素法による。
- * 149: 先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィー・マススペクトロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。
- * 150: Rh(その他の因子)血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- * 151: 赤血球不規則抗体検査は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、胸部手術、心・脈管手術、腹部手術又は子宮全摘術、子宮悪性腫瘍手術、子宮付属器悪性腫瘍手術(両側)、帝王切開術又は子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。
また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又はK920輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴又は妊娠歴がある旨を記載する。
- * 152: PAIgG(血小板関連IgG)は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。
- * 153: 梅毒脂質抗原使用検査は、従来の梅毒沈降反応(ガラス板法、VDRI法、RPR法、凝集法等)をいい、梅毒脂質抗原使用検査(定性)又は梅毒脂質抗原使用検査(定量)ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- * 154: 迅速ウレアーゼ試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して

行うこと。

- * 155: アデノウイルス抗原とロタウイルス抗原を同時に測定した場合にあっては、主たる検査の所定点数のみ算定する。
- * 156: ヘリコバクター・ピロリ抗体は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法(簡易法)により実施した場合に算定する。
当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取り扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 157: ウイルス抗体価は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。
イ アデノウイルス
ロ コクサッキーウイルス
ハ サイトメガロウイルス
ニ EBウイルス
ホ エコーウイルス
ヘ ヘルペスウイルス
ト インフルエンザウイルスA型
チ インフルエンザウイルスB型
リ ムンプスウイルス
ス パラインフルエンザウイルスI型
ル パラインフルエンザウイルスII型
ヲ パラインフルエンザウイルスIII型
ワ ポリオウイルスI型
カ ポリオウイルスII型
ヨ ポリオウイルスIII型
タ RSウイルス
レ 風疹ウイルス
ソ 麻疹ウイルス
ツ 日本脳炎ウイルス
ネ オーム病クラミジア
ウイルス抗体価に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。
単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。
- * 158: 抗抗菌剤抗体価精密測定は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。
- * 159: 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、HIV-1抗体価又はHIV-2抗体価を実施した場合は、HIV感染症を疑わせる自己覚症状の有無に関わらずに所定点数を算定する。
ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。
ア 新生児出血症(新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者
イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者
ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐血があった者
エ 大量に出血するような手術を受けた者(出産時の大量出血も含む)
なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすいう性感染症が認められる場合でHIV感染症を疑わせる自己覚症状がある場合は、本検査を算定できる。
- * 160: K920輸血料(「4」の自己血輸血を除く。以下この項において同じ。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後にHIV-1抗体価又はHIV-2抗体価の測定が行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自己覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。
- * 161: HIV-2抗体価は、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。
- * 162: A群 β 溶連菌迅速試験とD018細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、A群 β 溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A群 β 溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群 β 溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。
- * 163: インフルエンザウイルス抗原精密測定は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。
本検査とウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又はノイラミニダーゼを併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
本検査は光学的抗原抗体反応(OIA法)により実施した場合にも算定できる。
- * 164: カンジダ抗原は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 165: 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法又は免疫クロマト法に

より測定した場合に限り算定できる。

- * 166: RSウイルス抗原精密測定は、入院中の患者において当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
- * 167: 大腸菌O157 LPS抗原精密測定、大腸菌O157 LPS抗体及びD018細菌培養同定検査の「2」の消化管からの検体によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌O157 LPS抗体はLA法による。
- * 168: ノイラミナーゼは酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する。
ノイラミナーゼとウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又はインフルエンザウイルス抗原精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 169: Dアラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 170: 抗クラミジア・ニューモニエ IgM抗体価精密測定をクラミジア・ニューモニエIgG抗体価精密測定又はクラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 171: クラミジアトラコマチス抗原精密測定は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、当該検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。
クラミジアトラコマチス抗原精密測定(結膜又は鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入体結膜炎若しくはトラコマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。
- * 172: アスペルギルス抗原はLA法又はELISA法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。
- * 173: 淋菌同定精密検査は、D018細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、別に算定できない。
- * 174: 単純ヘルペスウイルス特異抗原は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。
- * 175: 大腸菌抗原同定検査は、D018細菌培養同定検査等により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はI抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合においてD018細菌培養同定検査等の費用は別には算定できない。
- * 176: 尿中肺炎球菌莢膜抗原は、免疫クロマト法により実施した場合に限り算定できる。
- * 177: 抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例(肺アニサキス症等)における診断のために実施した場合のみ算定できる。
- * 178: レプトスピラ抗体価は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カニコラのそれぞれについて算定する。
- * 179: グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定は、クラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。
IgG抗体価、IgA抗体価及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 180: (1→3)-β-D-グルカン は、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。
なお、本検査をカンジダ抗原、Dアラビニトール、アスペルギルス抗原又はクリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 181: サイトメガロウイルス抗体価精密測定をグロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。
- * 182: グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊娠について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
 - イ ヘルペスウイルス
 - ロ 風疹ウイルス
 - ハ サイトメガロウイルス
 - ニ EBウイルス
 - ホ 麻疹ウイルス
 - ヘ ムプスウイルス
 - ト ヒトパルボウイルスB19同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価

を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。

「11」のウイルス抗体価と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。

- * 183: 尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法により又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。
- * 184: HIV-1抗体価精密測定又はHIV-2抗体価精密測定は、スクリーニング検査としてのHIV-1抗体価又はHIV-1,2抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。
- * 185: ダニ特異IgG抗体価は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。
- * 186: ワイルフェリックス反応は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。
- * 187: 白血球中サイトメガロウイルスpp6抗原は免疫染色法により、骨髄移植後、臓器移植後、臍帯血移植後若しくは同種末梢血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者に対して行った場合のみ算定できる。
- * 188: HTLV-Ⅰ抗体価精密測定(ウェスタンブロット法)は、HTLV-Ⅰ抗体価又はHTLV-Ⅰ抗体価精密測定によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合にのみ算定する。
- * 189: HIV抗原精密測定は、HIV感染者の経過観察又はHIV感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。
- * 190: HBs抗原検査を免疫クロマト法で行った場合は、D013肝炎ウイルス関連検査の「1」のHBs抗原により算定する。
- * 191: HCVコア蛋白質測定は、EIA法又はIRMA法による。
- * 192: HBc抗体価とIgM-HBc抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
- * 193: HA抗体価精密測定とIgM-HA抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- * 194: HCV特異抗体価測定による群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- * 195: B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)は、B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清又は血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、区分番号D023微生物核酸同定・定量検査の「3」のHBV核酸定量検査又は「5」のDNAポリメラーゼを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 196: リウマトイド因子、抗ガラクトース欠損IgG抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP3)精密測定、C1q結合免疫複合体精密測定、モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定、IgG型リウマチ因子精密測定及びC3d結合免疫複合体精密測定のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
- * 197: 甲状腺自己抗体検査は、サイログロブリン抗体の検出及びマイクロゾーム抗体の検出を含む。
- * 198: 抗ガラクトース欠損IgG抗体価は、ECLIA法又はレクチン酵素免疫測定法による。なお、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 199: 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、甲状腺自己抗体検査(マイクロゾーム抗体の場合に限る。)又は甲状腺自己抗体精密測定(マイクロゾーム抗体の場合に限る。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 200: 抗セントロメア抗体精密測定は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- * 201: 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定できる。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定、抗ガラクトース欠損IgG抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP3)精密測定、C1q結合免疫複合体精密測定、モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定、IgG型リウマチ因子精密測定及びC3d結合免疫複合体精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
- * 202: 抗LKM-1抗体精密測定は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定

きる。

本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。

- *203: 抗カルジオリピン抗体精密測定と抗カルジオリピン β_2 グリコプロテインII(抗CL β_2 GP) β_2 複合体抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *204: TSHレセプター抗体精密測定とTSH刺激性レセプター抗体(TSAb)精密測定を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
- *205: 血清中抗アスモグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗アスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- *206: 血清中抗BPI180NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。
- *207: ループスアンチコアグラントは希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
- *208: 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)はELISA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。
- *209: 抗糸球体基底膜抗体精密測定は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
- *210: 血清中抗アスモグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗アスモグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- *211: 抗GMI IgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- *212: 抗GQ1b IgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- *213: 抗アセチルコリンレセプター抗体価は、重症筋無力症の患者について行った場合のみ算定できる。
- *214: グルタミン受容体自己抗体は、ラスマムセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。
- *215: 免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
- *216: 血清アミロイドA(SAA)蛋白精密測定を本区分「1」のC反応性蛋白(CRP)定性、又はC反応性蛋白(CRP)定量と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- *217: 補体蛋白(C₃)測定、補体蛋白(C₄)測定及びトランスフェリンは、SRID法又は通則に掲げる精密測定による。
- *218: アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)測定は細胞反応測定法により実施され、特異的IgEと同時にを行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、1,430点を限度として算定する。
- *219: 血中APRスコアは、 α_1 -酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びCRPの3つの検査を併せて実施した場合に算定する。
- *220: アトピー鑑別試験は、12種類の吸入性アレルゲン(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮膚屑、イヌ皮膚屑、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。
- *221: 頸管髄液液中痛胎児性フィブロネクチンは、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
- *222: 免疫電気泳動法によってIgA、IgM及びIgGを同時に測定した場合は、1回の検査として「2」の免疫電気泳動法により算定する。
- *223: 免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比と免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *224: 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- γ 測定は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、区分D023微生物核酸同定・定量検査の「9」の結核菌群核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *225: 顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- *226: 顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- *227: モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- *228: フローサイトメトリーのTwo color分析法による赤血球検査は、発作性夜間血色素尿症(PHN)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。
- *229: リンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A又はPHAによるものである。なお、薬疹について実施する場合においても算定できる。
- *230: 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- *231: 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。
同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「4」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「5」の簡易培養検査により算定する。
細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「4」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養検査を併せて行った場合は、「5」の簡易培養検査は算定できない。
症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。
各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。
「2」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「4」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「3」までに掲げる部位に含まれないすべての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。簡易培養検査は、DipSlide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
ウロトレース、ウログロックスベーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、D000尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
- *232: 簡易培養検査は、DipSlide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
ウロトレース、ウログロックスベーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区分番号D00(尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「5」の所定点数のみ算定し、「注」の加算は算定できない。
(注)1から5については、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、70点(←65点)を加算する。
- *233: 細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。
- *234: 酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症(カンジダ、クリプトコックスに限る。)であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。
- *235: 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。
抗酸菌分離培養検査1は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。
抗酸菌分離培養検査2は、抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について算定する。
- *236: 抗酸菌同定検査は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数

を算定する。

*237: 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤の種類により算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤の種類により算定する。

*239: 淋菌核酸同定検査、区分番号D012感染症疫学検査の「21」の淋菌同定精密検査又は区分番号D018細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。

淋菌核酸同定検査は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

*240: クラミジアトラコマチス核酸同定検査とD012の「20」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併用した場合は、主なもののみ算定する。クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、PCR法、LCR法又はSDA法による。

クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

*241: HBV核酸定量検査は、分岐DNAプローブ法、TMA法又はPCR法による。

*242: 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分番号D012 感染症疫学検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「20」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿は含まない。

なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

*243: HCV核酸同定検査はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査とHCV核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

*244: 抗酸菌群核酸同定精密検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

*245: 結核菌群核酸増幅同定検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はLCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法による。

なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

*246: マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定精密検査は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合にのみ算定できる。

D021 抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。

*247: HCV核酸定量検査は分岐DNAプローブ法又はPCR法により、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

治療経過の観察の場合において、HCV核酸定量検査とHCV核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

*248: 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記(イ)又は(ウ)に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。

イ. B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。

ウ. B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、D013 肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査は除く。)は、算定できない。

*249: ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査は、ED-PCR法又はPCR法

により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

*250: SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、LAMP法により測定した場合に限り算定できる。SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体によるものである。

本検査は、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」(平成15年11月5日健康発第1105006号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。

*251: ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又はD012の「15」のHIV-1抗体価又はHIV-1抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

HIV-1核酸定量検査と区分番号D012 免疫血清学的検査の「28」のHIV-1抗体価精密測定を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

*252: 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。

結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、結核菌核酸同定精密検査又は結核菌核酸増幅同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

*253: HIV-1ジェノタイプ薬剤耐性検査は、抗HIV治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。

*254: 黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2(PBP2)は、LA法により実施した場合に算定する。

血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2(PBP2)とD023 微生物核酸同定・定量検査の「9」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

*255: 尿素呼吸試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。

*256: 腸炎ピリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査は、ELISA法によるものであり、D018 細菌培養同定検査によって、腸炎ピリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

*257: 大腸菌ペロトキシン検出検査は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。

大腸菌ペロトキシン検出検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌の抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。

*258: 従前、細菌動物検査、妊娠動物検査、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、本点数より算定する。

*259: 基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したものである。

基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。

入院日数については、入院の都度当該入院の初日から起算し、また、退院日も算定対象とする。

外泊期間中は、入院日数に含まれない。

療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節検査に規定する特定入院料を算定している患者については、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入院日数は入院の初日から数える。

*260: 検体検査については、実施した検査に係る検体検査実施料及び当該検査が属する区分(尿・糞便等検査判断料から微生物学的検査判断料までの6区分)に係る検体検査判断料を合算した点数を算定する。

各区分の検体検査判断料については、その区分に属する検体検査の種類及び回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日に算定する。

実施した検査が属する区分が2以上にわたる場合は、該当する区分の判断料を合算した点数を算定できる。

同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において検体検査を実施した場合においても、同一区分の判断料は、入院・外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限る。

上記の規定にかかわらず、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断料は算定しない。区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「15」の慢性維持透析患者外来医学管理料又は区分番号「D025」基本的検体検査実施料を算定した月と同一月に検体検査を行った場合は、それぞれの区分に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定できない。

注3に規定する検体検査管理加算(I)は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算(II)及び検体検査管理加算(III)は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。また、区分番号「D027」基本的検体検査判断料の注2に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない。

入院中の患者について注3に規定する検体検査管理加算(II)又は検体検査管理加算(III)を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算(I)を算定することができる。注4に規定する遺伝カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、区分番号「D0064」遺伝病的検査を実施し、患者又はその家族に対し当該検査の結果に基づいて療養上の指導を行った場合に算定する。なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること。

*261: 基本的検体検査判断料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包括的な判断料を設定したものである。

基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。

療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算を算定している患者については、基本的検体検査判断料は、別に算定しない。

1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本判断料は請求できない。

特定機能病院において、(3)に掲げる場合以外で基本的検体検査判断料を算定すべき場合は、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査・判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料を算定することはできず、本判断料を算定するものとする。

*262: 病理組織標本作製について、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。

- ア 気管支及び肺臓
- イ 食道
- ウ 胃及び十二指腸
- エ 小腸
- オ 盲腸
- カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸
- キ S状結腸
- ク 直腸
- ケ 子宮体部及び子宮頸部

病理組織標本作製において、1臓器から多数のブロック、標本等を作製した場合であっても、1臓器の標本作製として算定する。

病理組織標本作製において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本作製した場合であっても、所定点数のみ算定する。

当該標本作製をヘリコバクター・ピロリ感染診断を目的に行う場合の保険診療上の取扱いについては、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。

*263: 電子顕微鏡病理組織標本作製は、甲状腺腫を除く内分泌臓器の機能性腫瘍、異所性ホルモン産生腫瘍、軟部組織悪性腫瘍、ゴーシェ病等の脂質蓄積症、多糖体蓄積症、慢性腎不全等に対する生検及び心筋症に対する心筋生検の場合において、電子顕微鏡による病理診断のための病理組織標本作製した場合に算定できる。

電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製、区分番号D002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製のうち、いずれかを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。

*264: 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。

*265: 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号N001電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれかを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。

*266: エストロゲンレセプターの免疫染色とロジェステロンレセプターの免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作製の所定点数及び注に規定する加算のみを算定する。

*267: HER2タンパクは、半定量検査又はEIA法(酵素免疫測定法)による検査を行った場合に限り算定する。

*268: 術中迅速病理組織標本作製は、手術の途中において迅速凍結切片等による標本作製と検鏡を完了した場合において、1手術につき1回算定する。なお、摘出した臓器について、術後に再確認のため精密な病理組織標本作製を行った場合は、区分番号N000病理組織標本作製の所定点数を別に算定する。

テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行った場合は、送信側の保険医療機関において術中迅速病理組織標本作製及び区分番号N006病理診断料を算定できる。受信側の保険医療機関における診断等に係る費用は、受信側、送信側の医療機関間における相互の合議に委ねるものとする。

*269: 腫瘍音頭顕微鏡検査及び当該検査を準用する胃液、腹腔穿刺液等の病細胞検査及び眼科プロヴェツェク小体検査は、細胞診検査により算定する。同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して検査を行った場合であっても、1回として算定する。

*270: HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

なお、本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

*271: 病理診断料を算定できる保険医療機関は、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院でなければならないが、年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること、病理部門の要員を備えていること等を満たしている程度の保険医療機関であることが望ましい。

当該保険医療機関以外に勤務する病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に出向いて病理診断を行った場合等、当該保険医療機関における勤務の実態がない場合においては、病理診断料は算定できない。

当該保険医療機関以外の医療機関(衛生検査所等を含む。)で作製した病理標本につき診断のみを行った場合には、月1回に限り所定点数を算定する。

なお、患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診していない場合(テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行う場合を除く。)においては、療養の給付の対象とならない。病理診断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理診断料を算定する場合は、同一月内に当該患者が病理診断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理診断料を請求することができる。

*272: 病理判断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理判断料を算定した場合は、同一月内に当該患者が病理判断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理判断料を請求することができる。

*273: 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。

「MD法、SEXA法等」の方法にはDEXA法(Dual Energy X-Ray Absorptiometry)、単一光子吸収法(SPA: Single Photon Absorptiometry)、二重光子吸収法(DPA: Dual Photon Absorptiometry)、MD法(Microdensitometryによる骨塩定量法)、DIP法(Digital Image Processing)、SEXA法(Single Energy X-Ray Absorptiometry)、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCT(peripheral Quantitative Computed Tomography)による測定がある。

MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「2」の「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断の手法料(E001 写真診断及びE002 撮影)の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、E400 フィルムの費用は、いずれの場合でも、手法料とは別に算定できる。